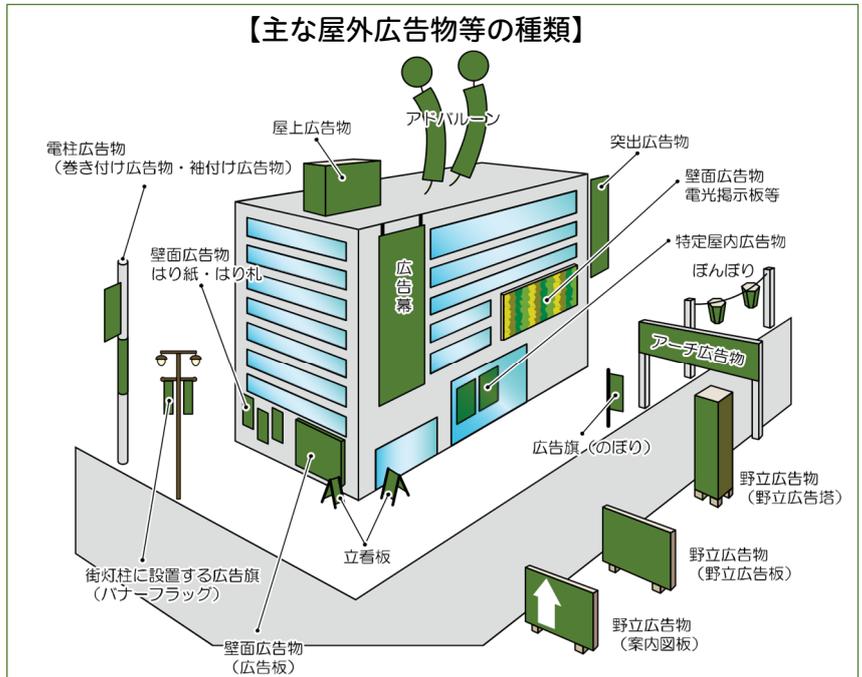


『栗東市屋外広告物等に関する条例』を制定しました

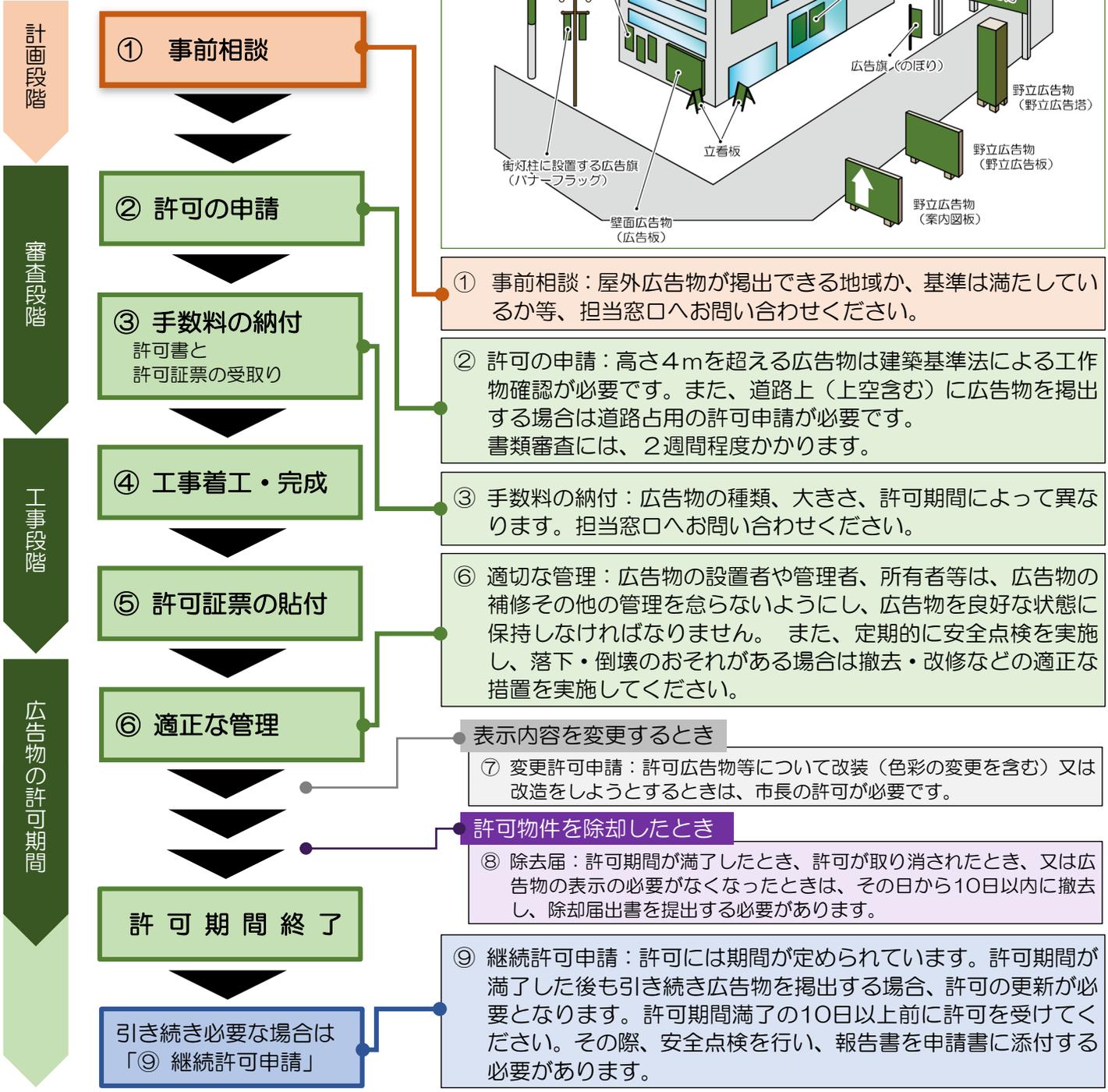
屋外広告物を設置する場合、令和2年10月1日からは、**市条例に基づく手続きが必要です**

ポスター、立看板、広告塔などの屋外広告物は、わがまち栗東の風景の一要素として、賑わいのある景観の形成や市民の利便性の向上などの役割を担っています。その一方で、屋外広告物が無秩序に氾濫するとまちの景観が損なわれたり、交通事故の誘発、適切に管理されていない広告物による落下や破損等による事故の発生等の危険もあります。栗東市ではこうした事態を防ぐために「栗東市屋外広告物等に関する条例」を制定し、規制誘導に取り組んでいます。

良好な景観や歴史的な街なみと調和する屋外広告物とし、『風格都市栗東』の景観を形成するために、ご協力をお願いします。



【屋外広告物を設置する場合の許可申請手続きの流れ】



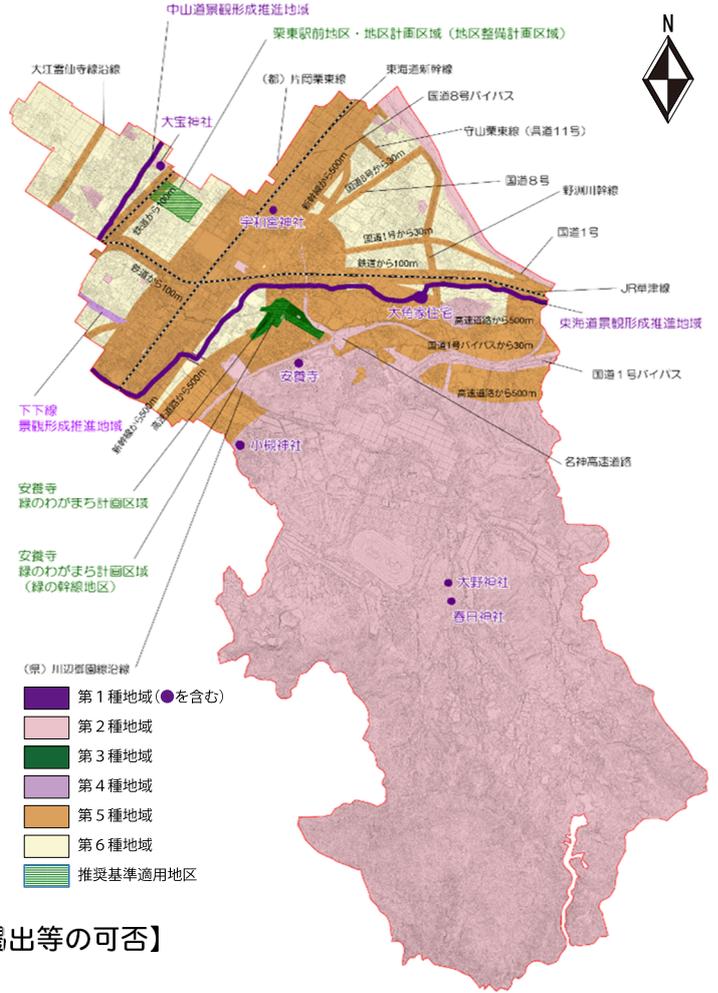
栗東市における屋外広告物規制の概要

栗東市では、市域を**6種の地域に区分**し、それぞれの地域の景観の特徴に配慮して、**手続きの要件、基準**を定めています。地域の範囲について、詳しくは都市計画課に備え付けの図書でご確認ください。

また、**手続きの要件、基準**について、わかりやすく解説した『**栗東市屋外広告物等に関するガイドライン**』を作成しております。市ホームページからダウンロードもできますので、是非ご活用ください。

- ⇒ 屋外広告物を設置しようとする方は条例で規定している地域区分ごとに基準や手続き方法を守り、周囲の景観との調和に努めてください。
- ⇒ 広告業者の方は広告主と連携し、条例で規定している基準等を守り、そのための適正な措置を講じてください。
- ⇒ 不要となった屋外広告物は速やかに除却してください。
- ⇒ 窓面や窓枠等を利用して表示している広告物等についても「特定屋内広告物」として、届出を求め、景観への配慮をお願いしています。
- ⇒ 条例に違反している屋外広告物は、是正のためは正命令や除却命令が出されます。また、はり紙や立看板等の屋外広告物については、県や市等が除却することがあります。

【屋外広告物規制図（地域区分図）】



【地域区分・屋外広告物等の種類ごとの許可申請及び届出等の可否】

○：掲出可能（許可又は届出の手続きが必要） / ×：掲出を禁止

種類	地域	屋外広告物					④特定屋内広告物	
		許可申請	屋上 広告物	壁面広告物 突出広告物	野立 広告物	電光掲 示板等	届出	
① 自家用 広告物	第1種地域	表示面積の合計 1㎡以下は許可申請不要	×	○	○	×	1壁面当たりの表示面積の 合計1㎡以下は手続不要	○
	第2種地域	表示面積の合計 5㎡以下は許可申請不要	○	○	○	×	1壁面当たりの表示面積の 合計5㎡以下は手続不要	○
	第3種地域	表示面積の合計 10㎡以下は許可申請不要	○	○	○	○	1壁面当たりの表示面積の 合計5㎡以下は手続不要	○
	第4種 第5種 第6種	表示面積の合計 10㎡以下は許可申請不要	○	○	○	○	1壁面当たりの表示面積の 合計10㎡以下は手続不要	○
② 非自家用 広告物	第1種地域	—	×	×	×	×	1壁面当たりの表示面積の 合計1㎡以下は手続不要	○
	第2種地域	—	×	×	×	×		
	第3種地域	すべて許可が必要	○	○	×	×		
	第4種 第5種	すべて許可が必要	○	○	×	×		
③ 道標・ 案内図板	第1種地域	すべて許可が必要	×	×	○	×	1壁面当たりの表示面積の 合計1㎡以下は手続不要	○
	第2種地域	すべて許可が必要	○	○	○	×		
	第3種地域	すべて許可が必要	○	○	○	×		
	第4種 第5種 第6種	すべて許可が必要	○	○	○	×		

- ① 自家用広告：自己の氏名・名称・店名若しくは商標・事業若しくは営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物
- ② 非自家用広告物：自己用広告以外の広告物
- ③ 道標・案内図板：地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離などの案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物
- ④ 特定屋内広告物：窓面及び窓枠等に定着して貼付したポスターやシール等で、開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したもの

みなさまのご協力をお願いいたします